

(添付資料2)

大潟村環境マネジメントシステムの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球的規模の環境問題の解決に向けて、村自らが事業者として環境保全に取り組み、村の環境施策の監視や進行状況の把握・改善を行う大潟村環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(システムの実施方法)

第2条 システムの実施に当たっては、環境問題の解決に向けて取り組む項目（以下「共通実施項目」という。）について、村の独自の目標（以下「独自目標」という。）を設定し、その取組状況について評価し、見直しを行うものとする。

(適用対象)

第3条 システムは、村の機関に適用する。

(組織)

第4条 システムの適切な運用を図るため、環境マネジメント推進本部、実行部門、環境マネージャー会議及び推進事務局を置く。

(環境マネジメント推進本部)

第5条 環境マネジメント推進本部（以下「推進本部」という。）は、次の者をもって組織する。

- (1) 村長
- (2) 副村長
- (3) 教育長
- (4) 総務企画課長
- (5) 税務会計課長
- (6) 住民生活課長
- (7) 産業建設課長
- (8) 議会事務局長
- (9) 教育次長
- (10) 農業委員会事務局長
- (11) 診療所長
- (12) 保健センター所長
- (13) 保育園長
- (14) 幼稚園長
- (15) 干拓博物館長
- (16) 村民体育館長

(17) 大瀨小学校長

(18) 大瀨中学校長

2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には村長を、副本部長には副村長及び教育長をもって充てる。

4 本部長は会務を総理し、副本部長は本部長を補佐するほか、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 環境方針の決定及び改定に関すること。

(2) 共通実施項目の決定及び改定に関すること。

(3) 環境方針の周知徹底及び改定に関すること。

(4) システムの運用に関する評価及び見直しに関すること。

(5) 環境監査委員会からの是正勧告に対する措置を講じること。

(6) 環境マネージャー会議に対し、協議等の指示を行うこと。

(7) その他システムの運用に関し、必要な指示を行うこと。

(実行部門)

第6条 実行部門は、システムの対象となる課等及び施設とする。

2 実行部門に実行責任者を置き、課等及び施設等の長をもって充てる。

3 実行責任者は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 推進本部からの連絡及び指示事項の所属職員に対する指示に関すること。

(2) 所属職員に対する教育及び指導に関すること。

(3) その他実行部門におけるシステムの運用に必要な取組の推進に関すること。

4 実行部門に環境マネージャーを置き、所属職員のうちから実行責任者が指名する者をもって充てる。

5 実行部門の所属職員が実行責任者のみの場合は、実行責任者が環境マネージャーを兼務するものとする。

6 環境マネージャーは、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 各実行部門でシステムを率先して推進すること。

(2) 運用の点検、評価等内部監査的な役割を担うこと。

(3) システムの運用に必要な調査に関すること。

(4) 事務局との連絡及び調整に関すること。

7 実行部門の所属職員は、システムの運用にあたり、適切な取組を行う。

(環境マネージャー会議)

第7条 環境マネージャー会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 取組方法及び改善策に関する事項等の協議を行い、推進本部に提言すること。

(2) その他システムの運用に必要な事項の協議等に関すること。

(推進事務局)

第8条 推進事務局（以下「事務局」という。）は、住民生活課に置く。

2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) システムの運用状況の集約及び実行部門との連絡調整に関すること。
- (2) 環境監査委員会及び目標設定委員会との連絡調整並びに会議の開催に関すること。
- (3) その他システムの庶務全般に関すること。

（環境監査委員会）

第9条 システムの実施状況を監査するため、環境監査委員会を置く。

2 環境監査委員会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 村民及び村内で活動する事業者
- (2) 村の職員
- (3) 環境政策の専門家
- (4) その他村長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 環境監査委員会に主任監査委員及び副主任監査委員を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 主任監査委員は環境監査委員会の会務を総理し、副主任監査委員は主任監査委員を補佐するほか、主任監査委員に事故があるときは、その職務を代理する。

6 環境監査委員会の会議は、主任監査委員が召集し、主任監査委員がその議長となる。

（環境監査）

第10条 環境監査委員会は、次の事項について監査を行い、その結果を推進本部に報告する。

- (1) 独自目標の達成状況に関すること。
- (2) 共通実施項目の取組状況に関すること。
- (3) その他システムの運用に関すること。

2 環境監査委員会は、推進本部に対し、環境監査の結果、取組が不十分な項目等について是正を勧告することができる。

（目標設定委員会）

第11条 システムの独自目標を決定するため、目標設定委員会を置く。

2 目標設定委員会は、第9条の環境監査委員会の委員をもって構成する。

3 委員の任期は、環境監査委員の任期とする。

4 目標設定委員会に委員長及び副委員長を置き、主任監査委員及び副主任監査委員をもって充てる。

5 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐するほか、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 目標設定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

(目標の設定)

第12条 目標設定委員会は、システムの独自目標を設定し、その結果を推進本部に報告する。

2 前項の独自目標の設定にあたっては、目標設定委員会の会議に村長又はその代理の者を出席させるものとする。

3 目標設定委員会は、独自目標以外の共通実施項目について意見具申を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行する。